行政機関等匿名加工情報制度の概要

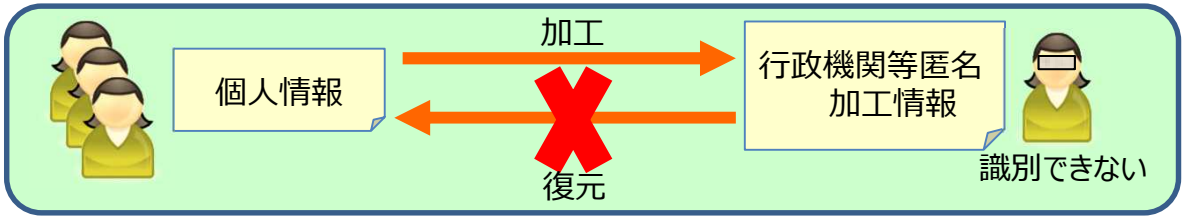
（令和８年10月時点）

個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

行政機関等匿名加工情報制度について

○ 行政機関等匿名加工情報とは、行政機関・独立行政法人等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報。

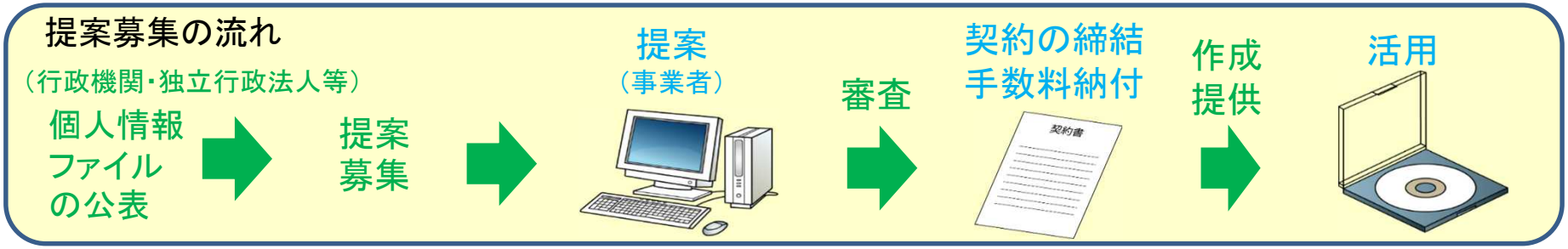
○ 行政機関等匿名加工情報の作成方法の基準を個人情報保護委員会規則で定める。



○ 行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集のため、次の３要件を満たす個人情報ファイルを公表。

① 個人情報ファイル簿に掲載された個人情報ファイル（個人情報ファイル簿として公表されるもの）
② 情報公開請求があれば全部又は一部開示されるもの
③ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工が可能なもの

○ 事業者等から提案があった場合には、これを審査の上、行政機関等匿名加工情報を提供。



行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案からその提供までの主なフロー

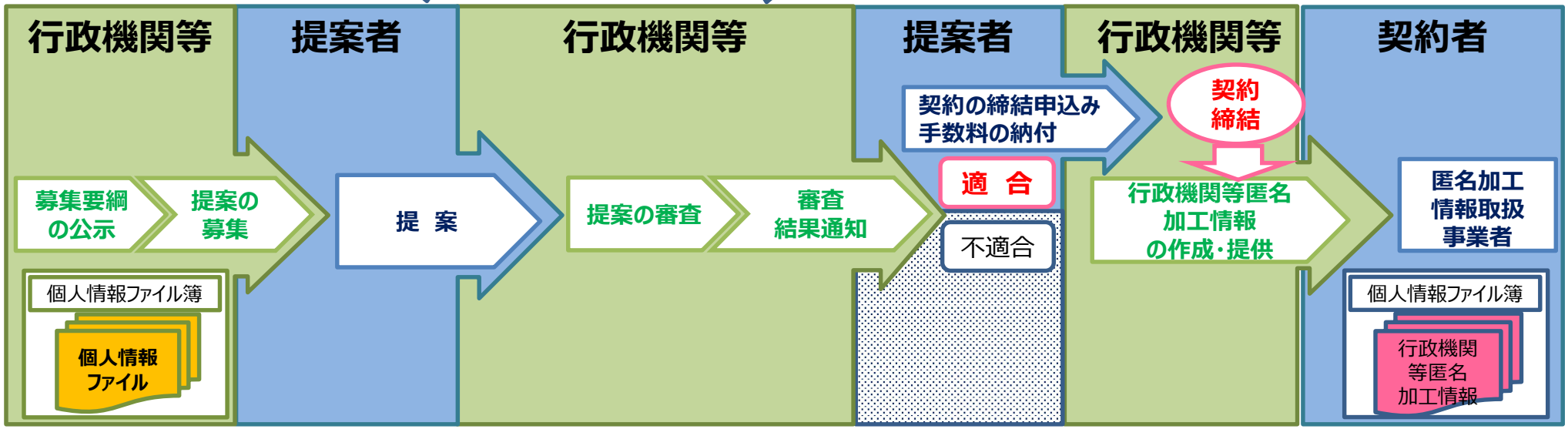
- 毎年度１回以上、30日以上の期間を定めて、提案の募集を実施
- 提案の募集前に、行政機関等のウェブ等で募集要綱を公示
- 提案に必要な一定の書類の様式はウェブ等で入手可

- 提案者は、行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人・法人は問わない
- 未成年者等や拘禁刑等の刑に処せられてから２年を経過しない者等一定の欠格事由に該当する者は提案不可
- 提案前の事前相談可

- 審査基準の適合性審査
①欠格事由の該当の有無
②一定の加工基準に合致
③事業が新産業の創出等に資すること
④漏えい防止等の安全管理措置が適切であること等
- 審査結果は個別に通知

- 審査基準に適合した者には、審査結果通知書に契約の締結の申込書・契約書を同封
- 手数料を納付し、上記書類に必要事項を記入提出することで契約可

- 契約の締結後、行政機関等が行政機関等匿名加工情報を作成・提供
- 利用目的の範囲で事業の用に供することができる



行政機関等匿名加工情報の審査基準及び加工基準

○ 審査基準

① **欠格事由**に該当しないこと。

② 行政機関等匿名加工情報の**本人の数が1,000人以上**かつ個人情報ファイルを構成する保有個人情報の**本人の数以下**であること。

③ 特定の個人を識別できず、また、保有個人情報を復元できないように以下の**加工基準に従い加工**すること。

④ 事業の目的及び内容が**新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する**ものであること。

⑤ 行政機関等匿名加工情報の利用期間が、**利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えない**こと。

⑥ 行政機関等匿名加工情報の**利用の目的及び方法**並びに**安全管理の措置**が当該行政機関等匿名加工情報の**本人の権利利益を保護するために適切**なものであること。

⑦ 行政機関等匿名加工情報を作成する場合に、当該行政機関の**事務の遂行に著しい支障を及ぼさない**ものであること。

○ 加工基準

行政機関等匿名加工情報の作成方法に関して、次の措置を講ずることを求める。

① **特定の個人を識別することができる記述等**（例:氏名）**の全部又は一部を削除**（置換を含む。以下同じ。）

② **個人識別符号の全部を削除。**

③ 個人情報と他の情報とを**連結する符号**（例:委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）**を削除。**

④ **特異な記述等**（例：年齢116歳）**を削除。**

⑤ 上記のほか、個人情報と保有個人情報ファイル内の他の個人情報との差異等の**性質を勘案し、適切な措置**を講ずる。

事務対応ガイド（行政機関等向け）では、個人情報保護委員会規則で定められた行政機関等匿名加工情報の作成方法に関する上記の基準等について、具体的な事例等も交えて、分かりやすく示している。

個人情報ファイル簿

○ 行政機関・独立行政法人等の保有している個人情報ファイルのあらましを記載したものが「個人情報ファイル簿」であり、e-Govまたは各機関のホームページで公表されている。
○ 行政機関等匿名加工情報の募集をする個人情報ファイルである旨が記載されている個人情報ファイル簿が提案の募集対象となる。

個人情報ファイル簿の例

個人情報ファイルの名称	個人情報保護取扱主任者受験者ファイル	
行政機関の名称	○○省	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	○○局○○課	
個人情報ファイルの利用目的	個人情報保護取扱主任者試験の実施及び合格者の選定のために利用する	
記録項目	１受験年度、２受験番号、３氏名、４生年月日、５性別、６住所、７電話番号、８合否の別、９合格順位、10得点	
記録範囲	個人情報保護取扱主任者試験の受験者（平成○○年度以降）	
記録情報の収集方法	○○から○○により収集した。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第２項第１号（電算処理ファイル） 令第20条７項に該当するファイル □有　☑無	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名　称）○○省○○局○○課 （所在地）〒100-0000 東京都千代田区霞が関○-○-○	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数：１万人、情報の項目：氏名（削除）住所（都道府県単位に置換え）※作成した行政機関等匿名加工情報が無い場合は「－」と記入	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名　称）○○省○○局○○課 （所在地）〒100-0000 東京都千代田区霞が関○-○-○	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	平成○年○月○日～平成○年○月○日※作成した行政機関等匿名加工情報が無い場合は「－」と記入	
備　　考		

行政機関等匿名加工情報に関するお問合せ先

○　個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えする総合的な案内所として「個人情報保護法相談ダイヤル」を設置しています。
行政機関・独立行政法人等の行政機関等匿名加工情報の提供に関する制度の概要や手続等の一般的な御相談に応じますので、御不明な点がございましたら、個人情報保護委員会の下記ダイヤルにお問い合わせ下さい。

【個人情報保護法相談ダイヤル相談事例】
- 行政機関・独立行政法人等の行政機関等匿名加工情報の制度の仕組み
- 行政機関等匿名加工情報に関する個人情報保護法の解釈等

お問い合わせは、個人情報保護法相談ダイヤル　03－6457－9849　まで

○　ただし、こちらでは、個別の提案は受け付けていませんので、行政機関等匿名加工情報に関する提案等の具体的な手続については、行政機関・独立行政法人等に直接お問い合わせ下さい。